



## 訪問買い取りの注意点～ルールを知って、トラブルを未然に回避!～

「不用品を買い取る」という電話に関する相談が多く寄せられています。訪問買い取りのルールを知って、トラブルにあわないように注意しましょう。

### 事例

「不用品を何でも買い取る」と女性から電話がかかってきた。訪ねて来たのは男性で、用意していた品物を見ようとせず、「貴金属はありませんか」としつこく言われ、怖かったので使っていないネックレスを見せると、「1000円で買い取る」と一方的に言われた。思い出の品だったので売りたいはなかったが、怖くて断れなかった。



### 買い取り業者に対する主な規制

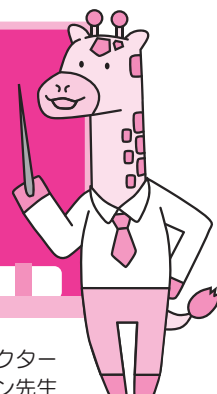
- 事前の約束がない突然の訪問勧誘の禁止。
- 勧誘に先立ち、事業者の名称、買い取る品物の種類、勧誘の目的を明示しなければならない。
- 事前の約束とは違う品物の買い取り勧誘の禁止。
- 消費者に断られた場合、しつこく勧誘を継続して居座ることや、日を改めた勧誘の禁止。
- 契約時には、「日付」「事業者の名称・住所・電話番号・担当者氏名」「品物の種類・特徴・購入価格」「引き渡しの拒絶」「クーリング・オフ」などを記載した書面を交付しなければならない。

### アドバイス

- (1) 貴金属やブランド品などをむやみに見せず、依頼していない品物の買い取りを要求された場合は、きっぱりと断りましょう。
- (2) 事前の約束がない勧誘は禁止されています。突然、業者が自宅を訪問してきた場合は、インターフォンやドア越しに断りましょう。
- (3) 断っているのに業者が帰らない場合は、最寄りの交番などに連絡しましょう。
- (4) 買い取り契約をする場合は、必ず、契約書面の交付を受けましょう。
- (5) 契約書面を受け取った日から8日以内はクーリング・オフができます。期間中は、品物の引き渡しを拒絶できるので、品物を手元に置いて、本当に売ってもよいか、よく考えることもトラブル防止の方法です。

## 架空請求・ワンクリック請求はとにかく無視!

心理的不安をおおって連絡をさせ、個人情報を手に入れようとしています。  
絶対に事業者には連絡をしないでください!



## 暖房器具による事故にご用心!

～ 発煙・発火や火災の恐れも ～

これから寒くなり、暖房器具を使用することも多くなりますが、暖房器具の不適切な使い方が原因で火災になる場合があるので注意が必要です。

**事例①** 電気ストーブの上部に洗濯物を干していたところ、洗濯物が落下して着火し、住宅を全焼する火災となった。

**事例②** 電気ストーブの前で寝ていたところ、布団がヒータ部に接触し、住宅を全焼する火災となった。

**事例③** 去年の古い灯油をストーブに使用したところ、点火して10分ほどで発煙したためすぐに消火ボタンを押した。再度、点火してみたが目を離した際に出火しており、あわてて消火した。ストーブの筒の部分は真っ黒になり部屋がすすで汚れてしまった。



【nite再現実験】電気ストーブに洗濯物が接触後2分45秒で発火

### ○変質灯油とは？

長期保管したり、不適切な保存をすることで、酸化して変質した灯油のことです。黄色に変色したりすっぱい臭いがするなどの変化が見られます。



### アドバイス

- 電気ストーブなどの上部や前方に衣類を干すと上昇気流や対流で煽られ高温部に接触し火災になる恐れがあります。近くに洗濯物を干さないでください。
- 暖房器具は布団や雑誌などの可燃物の近くで使用しないでください。就寝時や外出時は必ず火を消し、電源プラグをコンセントから抜いてください。

### <変質灯油に要注意!>

- 変質灯油は少量であっても暖房器具の不具合につながるため絶対に使用しないでください。灯油を廃棄する場合は購入した石油販売店に相談しましょう。

### 消費生活センター相談コーナーのご案内

相談専用電話 092-781-0999 電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

受付時間 月曜日～金曜日（祝日は除く）9時から17時  
第2・4土曜日 10時から16時（電話相談のみ）

インターネット消費生活相談

※ 相談は、福岡市内に在住または在勤・在学の個人の消費者の方に限ります。

相談無料  
秘密厳守

